

国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年6月21日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 規程第28号

国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程（16 経教規程第37号）の一部を次のように改正する。

（別紙）懲戒処分指針

1．一般服務関係

(8) を(9) とし、(7) の次に(8) として次のように加える。

(8) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

2．業務上の取扱い関係

(9)の次に(10) として次のように加える。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3．業務外非行関係

(12)を次のように改める。

(12) 淫行(青少年の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいう。)

18歳未満の者に対して、淫行した職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は出勤停止とする。

附 則(17 経教 規程第28号)

この規程は、平成17年6月21日から施行する。